

江府町告示第 44号

江府町障がい児通所支援事業実施要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町障がい児通所支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい児福祉サービスを利用している者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な者に対し、江府町障がい児通所支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、遠距離の通所を支援し、必要なサービスを受けられるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、江府町とする。事業の実施にあたっては、利用対象者、サービス内容及び利用料の決定以外の業務を、適切な事業運営ができると認められる公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会（以下「県シルバー人材センター」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、江府町に在住し、障がい児福祉サービスを利用している者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な者とする。ただし、介助等により公共交通機関に乗降できる者は除く。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、江府町が指定する公用車により、長期休暇に限り、この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）の指定する場所（江府町内に定める一ヶ所）と事業所間の送迎を行うものとする。

(サービスの申請・登録)

第5条 申請者は、あらかじめ江府町障がい児通所支援事業利用登録申請書（様式第1号）に江府町障がい児通所支援事業利用意見書（様式第9号）及び江府町障がい児通所支援事業利用確約書（様式第7号）を付して町長に提出しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに申請者の状況を審査し、登録の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、江府町障がい児通所支援事業登録決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により登録を決定した者（以下「利用者」という。）については、江府町障がい児通所支援事業利用者登録台帳（様式第3号）に登録するとともに、江府町障がい児通所支援事業利用者決定通知書（様式第4号）により、県シルバー人材センターに通知しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消しをすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により登録決定を受けた者
- (2) その他、町長が不相当と認める者

2 町長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、江府町障がい児通所支援事業登録取消通知書(様式第5号)により、利用者及び県シルバー人材センターに通知しなければならない。

(利用申請)

第8条 この事業の利用を希望する利用者は、江府町障がい児通所支援事業利用申請書(様式第6号)を利用する7日前までに、町長に提出しなければならない。なお、緊急の場合は、電話による申請も受け付けるものとする。

(届出義務)

第9条 登録者は、次に掲げる事由が生じたときは、江府町障がい児通所支援事業登録事項異動届(様式第8号)により速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 事業を受ける必要がなくなったとき
- (3) その他、登録申請書の記載事項に変更が生じたとき

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。